

調達公告（オープンカウンターへの参加募集情報）

令和5年3月2日（木）

件名	令和5年度 ETCカード方式による高速道路等通行料金の決済業務
業務内容等	別紙（仕様書）のとおり
履行期限	契約締結日（令和5年4月1日以降 ～ 令和6年3月31日）
見積書提出場所	経済産業省那覇産業保安監督事務所 管理課
見積書提出期限	令和5年3月17日（金）まで 12:00厳守
見積書に関する 問い合わせ先	那覇産業保安監督事務所 管理課 TEL：098-866-6474
仕様書に関する 問い合わせ先	那覇産業保安監督事務所 管理課 担当者：森田、砂川 TEL：098-866-6474
留意事項	<p>(1) 一番安価な見積書を落札者とし、令和5年3月22日までに、落札者のみ電話連絡いたします（落札者でない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください）。</p> <p>(2) 見積りの提出にあたっては、必ず、事前に上記担当者に連絡のうえ、受注の際に疑義の生じないようお願い致します。</p>
備考	<p>(1) 見積書は任意様式でご提出願います。但し、下記について御留意下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「那覇産業保安監督事務所長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載する。 ・ 金額は消費税まで記載する。（1円未満の端数は切り捨て） <p>(2) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡下さい。</p>

令和5年度ETCカード方式による高速道路等通行料金の決済業務仕様書

1. 業務内容等

- (1) 那覇産業保安監督事務所（以下「発注者」という。）が所有する1台の車両を対象として、1枚の発注者名義のETCカードを発行すること。
- (2) ETCカードは、沖縄自動車道において使用できること。
- (3) クレジットカードを発行しないETCカードとすること。
- (4) ETCカード発行者は、当該カード利用により生じた料金を1か月分とりまとめ、請求書により発注者に請求すること。なお、発注者は適法な請求書を受領した日から30日以内に利用料金をETCカード発行者に支払うものとする。
- (5) (4)の請求書を送付する際、高速道路利用区間を明記した利用明細を同送すること。
- (6) 令和6年3月分の請求書は、令和6年4月20日までに発行できること。
- (7) ETCカード発行にかかる費用及び年会費は無料であること。

2. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3. その他

本仕様に合致した申込者が1者のみの場合は、即時決定し、申込者が2者以上の場合抽選により1者に決定し、契約する。本仕様に疑義が生じた場合は、当事務所担当者と打ち合わせの上、その指示に従うこと。